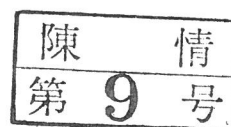


陳 情 書

保育所で受け入れる医療的ケア児の対象拡大および
小学校入学を希望する医療的ケア児への看護師配置について



保育所で受け入れる医療的ケア児の対象拡大および
小学校入学を希望する医療的ケア児への看護師配置について

(趣旨)

平成 28 年 5 月、改正児童福祉法において、医療的ケア児への対応が市町村の責務として明記され、これを受けて、厚生労働省・内閣府・文部科学省連名で「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」が発出されました。この通知では、保育関係について、「医療的ケア児についてもそのニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である」とされ、医療的ケア児への対応は、地方公共団体による社会的責任の下に整備することが明確となりました。

現在、市では、保育所で受入対象となる医療的ケア児を①経管栄養（経鼻・胃ろう）、②導尿、③インスリン注射のみに限定していますが、上記法令等の趣旨に従い、全ての医療的ケア児が住み慣れた地域で一人ひとりの状況に応じた保育サービスが受けられるように対象拡大を要望します。

また、医療的ケア児の小学校入学について、現在市内では前例がありませんが、本人の希望する学校教育を受けられるよう対象の小学校へ看護師を配置していただき、医療的ケアの実施をお願いします。

以上の趣旨から、下記 2 点を陳情いたします。

記

1. ケアプラス保育で受け入れる医療的ケア児の対象拡大（気管切開部からの吸引・吸入、酸素持続吸入の管理等）
2. 小学校支援級を希望する医療的ケア児への看護師配置（気管切開部からの吸引・吸入、胃ろう注入等）

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

(あて先)

三鷹市議会議長

(提出者)

団体名 医療ケア親子サークル ほぷふる

代表 高橋 由紀 ほか 3 人 高橋 由希己

住所 三鷹市

電話